

四街道市住宅リフォーム補助金のご案内 令和8年度

四街道市では、住宅の品質確保の促進・住宅関連産業を中心とする市内産業の活性化及び本市への定住促進を図るため、市内に住宅を所有し、かつ、居住する者が行うリフォーム工事の費用に対し、予算の範囲内において、住宅リフォーム補助金を交付します。

(1) 受付期間・場所

受付期間は、令和8年4月6日（月）～令和8年5月7日（木）までの庁舎開庁時間内に建築課窓口で受け付けます。なお、申請者多数により予算を超えた場合は、抽選となりますのでご了承下さい（※先着順ではありません）。

受付期間終了後、予算が残っていた場合は、令和8年11月30日（月）まで、先着順での受付となります。

(2) 補助対象住宅・工事・期間

- 【住宅】・市内の一戸建て住宅、共同住宅（専有部分のみ）又は併用住宅（自己居住部分のみ）
 - ・都市計画法および建築基準法の集団関係規定等に違反していないこと（※注意事項を必ず確認してください。）
- 【工事】・市内に本店のある施工業者（市税等を滞納していないもの）による補助対象工事金額（消費税及び地方交付税を除く）20万円以上のリフォーム工事（機器・器具の設置又は交換は対象となりません）
 - ・本市で実施している他の補助金又は助成金の制度がない工事であること
- 【期間】・業者との契約および工事開始は、市の補助金交付決定後に行われること（抽選の場合は、交付決定が6月以降になります）
 - ・令和9年1月末までに工事が完了し、完了報告書が提出できること

(3) 補助対象者

- ・申請時において、1年以上継続して本市に住所があり、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- ・補助対象住宅を自ら所有し、かつ、現に居住している者
- ・補助対象住宅に10年以上居住する意思を有する者
- ・市税等の滞納をしていない者
- ・以前にこの告示による補助金を受けていない者



(4) 補助金の額

補助対象工事金額（消費税及び地方消費税を除く）の100分の10の額（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、上限は10万円となります。

～昨年度からの変更事項～
・予算が余っていた場合の受付期間を11月末までとしました。
・完了報告期限を1月末までとしました。

(5) 申請時に必要な書類

- 四街道市住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- 補助対象住宅の案内図
- 納税確認書
（申請者および市内施工業者分、市役所の収税課で記入押印がされたもの）
- 工事前の住宅状況が分かる写真
（外装工事の場合は、外観の東西南北・その他の工事の場合は、工事部分分かる箇所4～8枚程度）
- 工事見積書の写し
（工事内容の数量および単価が確認できる詳細な見積書）
- 工事内容が分かる図面
（工事見積書の数量が確認できるもの【例：立面図・平面図など】）
- 仕様書
（メーカーおよび品名が確認できるもの【例：カタログなど】）
- 委任状（代理者によって手続きを行う場合）

(6) 注意事項

※対象地が地区計画区域内の場合は、必ず工事前に都市計画課へ手続きの確認をしてください。手続きが必要にもかかわらず、手続きがされていない場合は、補助金を交付することができないことがあります。

※住宅の増築、敷地内にカーポート・物置などが設置されている場合は、建築確認申請を行っている必要がある場合もあります。申請が必要にもかかわらず、申請がされていない場合は、補助金の交付をすることができないことがあります。

※下記の大規模なリフォームに該当する場合は、建築確認申請を行う必要がありますので、施工業者と申請の要否を確認してください。申請が必要にもかかわらず、申請がされていない場合は、補助金を交付することができないことがあります。また、国土交通省 HP にて大規模なリフォームに該当する工事の参考例が掲示されていますので、活用してください。

詳細はこちら

■大規模なリフォームについて

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0001.html

建築基準法改正 建築確認



※明らかに書類の不備がある場合は受付できません。

※その他必要があれば追加書類をお願いする場合があります。

【問合せ】

四街道市役所都市部建築課

審査指導係

TEL：043-421-6144